四　電子図書館による奉仕に関する図書館及び図書館関係団体等との連絡及び協力に関すること。
五　情報システムに係る事務の総括に関すること。
六　情報システムの安全の確保に関すること。
七　前各号に掲げるもののほか、電子情報部の所掌事務で他課の所掌に属しないものに関すること。
（電子情報流通課）
第六十条　電子情報流通課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　インターネット等を通じて館が発信する情報の館以外の者による二次的利用に係る事務の総括に関すること。
二　インターネット等に接続した館の情報システムに備えた公衆の閲覧に供するためのファイル（以下「ホームページ」という。）に関する事務の調整に関すること。
三　ホームページの編集、維持及び管理に関すること。
四　電子図書館による奉仕並びに電子情報等の収集及び保存に関する情報通信の技術に係る方式の標準化に関すること。
（電子情報サービス課）
第六十一条　電子情報サービス課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　情報システム（第六十二条第三号及び第七十一条第七号に規定するものを除く。）の企画及び開発に関すること。
二　情報システムに関する調査及び研究に関すること。
2　電子情報サービス課に、次世代システム開発研究室を置く。
3　次世代システム開発研究室は、第一項第二号に掲げる事務をつかさどる。
4　次世代システム開発研究室に、室長を置く。
5　室長は、命を受けて、次世代システム開発研究室の事務を掌理する。
（システム基盤課）
第六十二条　システム基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一　情報システム（第七十一条第七号に規定するものを除く。第四号及び第六十五条第八号において同じ。）の運用及び管理に関すること（関西館の所掌に属するものを除く。）。
二　情報システムの整備及び管理において共通して利用される基盤機能並びに施設及び設備（以下「システム基盤」という。）の整備、運用及び管理に関すること（総務部及び関西館の所掌に属するものを除く。）。
三　館の事務に係る情報の職員による共有を目的とした情報システムの企画及び開発に関すること。
四　情報システムによる情報の処理に係るデータの管理に関すること（他の部局、関西館及び国際子ども図書館の所掌に属するものを除く。）。
第六十三条　削除
第六十五条第八号中「の開発及び」を「及びシステム基盤の」に、「他課の所掌に属するものを除く」を「館長が定めるものに限る」に改める。
第六十六条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。
第六十七条中「主題情報部」を「利用者サービス部」に改める。
第七十条第七号中「総務部、収集書誌部」を「他の部」に改める。
第七十一条第一号中「電子図書館による奉仕」を「次号から第七号までに掲げる事務」に改め、同条第二号中「及びその成果の」を「並びにその成果の保存及び」に改め、同条第七号中「電子図書館による奉仕」を「第二号から前号までに掲げる事務」に改め、「（総務部及び総務課の所掌に属するものを除く。）」を削る。
第七十三条第三号中「の編集、維持及び管理」を「に関する事務の総括」に改め、同条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。
第七十七条第一項中「資料提供部」を「利用者サービス部」に、「主題情報部」を「電子情報部」に改める。
第七十九条第二項中「資料提供部」を「利用者サービス部」に、「主題情報部」を「電子情報部」に改め、「所掌」の下に「（電子情報部電子情報サービス課にあっては、室長の所掌を含む。）」を加え、同条第三項中「、情報システム課」及び「企画課及び」を削る。

附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。
（職員の引継ぎ）
2　この規則の施行の際現に資料提供部複写課及び電子資料課並びに主題情報部科学技術・経済課、人文課及び政治史料課に勤務する職員は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この規則による改正後の国立国会図書館組織規則による利用者サービス部複写課、音楽映像資料課、科学技術・経済課、人文課及び政治史料課にそれぞれ勤務するものとする。
（科学技術関係資料整備審議会規則の一部改正）
3　科学技術関係資料整備審議会規則（昭和三十六年国立国会図書館規則第三号）の一部を次のように改正する。
第六条中「主題情報部科学技術・経済課」を「利用者サービス部科学技術・経済課」に改める。
（国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則の一部改正）
4　国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第八号）の一部を次のように改正する。
第四条第二項第一号中「資料提供部図書課」を「利用者サービス部図書館資料整備課」に改め、「所管する資料」の下に「（雑誌を除く。）」を加え、同項第二号中「資料提供部雑誌課が所管する資料」を「利用者サービス部図書館資料整備課が所管する雑誌」に改める。
第九条第一項中「資料提供部雑誌課が所管する資料」を「利用者サービス部図書館資料整備課が所管する雑誌」に改める。

人事異動

財　務　省

（財務総合政策研究所次長）財務事務官　田中　修
財務総合政策研究所長事務代理を免ずる
（会計センター次長）同　田中　茂雄
会計センター所長事務代理を免ずる
（独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構経理部長）　加藤　精一
財務事務官に任命する
主計局局付を命ずる
願により本官を免ずる（以上六月十六日）
（主税局税制第一課主税企画官）財務事務官　片桐　聡
大臣官房付を命ずる（六月十七日）
（大臣官房審議官）財務事務官　枝廣　直幹
関税局長兼税関研修所長柴生田敦夫外国出張不在中同局長及び同所長事務代理を命ずる（六月二十日）

叙位・叙勲

○叙位

従四位に叙する（各通）
正八位　川西　實
従五位に叙する（各通）
相澤　一義　井手　巧
北川　茂　倉田　隆也
正七位
正六位に叙する（各通）
正八位　出町　博
従六位に叙する（各通）
正七位に叙する
従七位に叙する（以上五月十六日）
正五位に叙する
岩根　英士
櫻井　育郎
従五位に叙する（各通）
（防衛事務官）
兼松　英　鈴木　亀春
中野　清雄　平山　愼一
山本　精一　油布　直
正六位に叙する（各通）
小川　收
島田　良介
従六位に叙する（各通）
武田　芳治
正七位に叙する（各通）
従七位に叙する（各通）
吉田　堯躬
瀬戸口芳夫
松野　雅寛
従五位に叙する（各通）
川越　良昭
佐々木　敏
平林　仁市
佐塚　一男
山田　浩布
佐野　和雄
山元　末春
和久本貞雄
宇野　久男
杉本　肇
小野　眞玄
高橋　松治
藤田　三與
川崎日出雄
横溝　辰美
原田　忠夫
家村　一郎
従七位に叙する（以上五月十七日）
（東京芸術大学名誉教授）正八位　田村　宏
正四位に叙する